

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの閲覧状況を下記のとおり公表します。

【国または地方公共団体の機関によるもの】（住民基本台帳法第11条第1項関係、ただし犯罪捜査等のための請求に係るものは除く）

| 番号 | 請求者の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|----|--------|--|--|--|
| 1 | 埼玉県 | 令和6年度全国家計構造調査の調査予定世帯を抽出するために作成する調査世帯単位区世帯一覧（調査地域に居住している世帯の名簿）について、住民基本台帳に記載された情報を利用して作成することにより行政事務の効率化を図るもの。 | 令和6年8月1日 令和6年8月6日 令和6年8月28日 令和6年8月29日 | 山室2丁目1～4番、6番 針ヶ谷1丁目8～9番地 山室2丁目13～15番 西みずほ台2丁目11番地 |